＊大阪港、神戸港においても当リーフレットをご活用ください。

不適切コンテナの発見・是正に係るリーフレット

平成25年6月に国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン等が策定され、同年8月から運用が開始されました。

同ガイドライン等は、国際海上コンテナの陸上安全輸送対策強化のため、全ての関係者が、それぞれ取り組むことが望ましい措置をまとめたものであり、コンテナトレーラーの安全運転やコンテナ情報の伝達の方法が記載されているほか、過積載や偏荷重のような不適切なコンテナが疑われる場合の連絡調整や是正のための措置について基本的な考え方が示されています。

多くの関係者が関わる不適切コンテナの発見・是正に関する措置を確実かつ円滑に実施するためには、海上コンテナの輸送に関する全ての関係者の理解・協力が必要不可欠であり、不適切コンテナの発見方法及び講ずべき措置についてより具体的かつわかりやすい形で示し、必要な措置の更なる周知浸透を図る必要があります。このため、今般、マニュアルのうち輸入コンテナの構内での不適切コンテナの発見及び是正措置について、横浜港におけるリーフレットを作成しました。マニュアル本体と併用しながらご活用ください。

取組の流れ

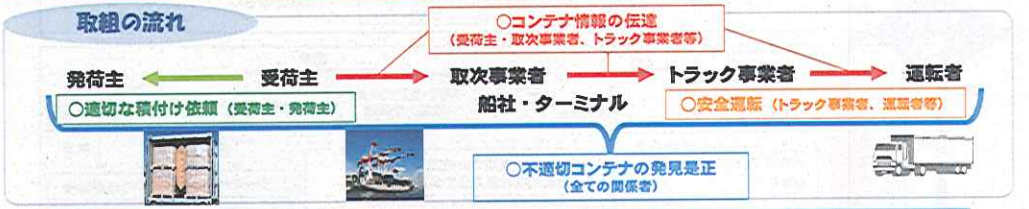

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン・マニュアルの概要

○適切な積付け依頼	○コンテナ情報の伝達	○不適切ｺﾝﾃﾅの発見及び是正	○運転者による安全運転
◆マニュアルに基づいた積付の実施 ◆発荷主に対し、適切な積付を依頼	◆重量、品目、梱包情報等の伝達 ◆運送契約・取次契約等に沿ったコンテナ情報の伝達	◆書面・現場による不適切ｺﾝﾃﾅの確認 ◆不適切ｺﾝﾃﾅを発見した場合の措置	◆適切な速度、適切な運転操作での安全運転の実施 ◆緊締装置によるロックの徹底 ◆ﾄﾚｰﾗｰの傾き（偏荷重）の確認
⇨不適切コンテナの発生防止	中身が分からないまま運送することを防止	不具合への対応を円滑化し、水際で不適切ｺﾝﾃﾅの搬出に努める	⇨常に安全な状態で運送

輸入時の不適切コンテナの発見・是正のポイント

輸送段階	発見方法	確認ポイント	連絡・問い合わせ	是正
① 貿易書類の確認	□受荷主、取次事業者、ﾄﾗｯｸ事業者は、B/Lや運送依頼書等により、不適切ｺﾝﾃﾅ(重量超過、偏荷重)の恐れがないか確認	・ｺﾝﾃﾅ自重を加算した1本あたりの重量は重量超過の恐れがないか。 ・品目、梱包情報から、偏荷重の恐れを判断。	（不適切な恐れがある場合） 発見者は、受荷主（取次）へ連絡し、確認を取る	受荷主が不適切か否か、是正の要否を最終的に判断
② 荷役作業中の確認	□ｶﾞﾝﾄﾘｰｸﾚｰﾝ、ﾄﾗﾝｽﾌｧｰｸﾚｰﾝ等の操縦者は、作業時の感覚や計器画面等（目安）で重量超過の恐れがないか確認 □構内ﾄﾚｰﾗｰ運転者は、運転感覚等にて重量超過や偏荷重の恐れがないか確認	・いつもより、傾いていないか。 ・いつもより、重たいと感じないか。 ・計測機器の計器等（目安）で重量確認。	発見者は、恐れを発見した場合、ﾀｰﾐﾅﾙｵﾍﾟﾚｰﾀへ連絡 ⇩ ⇧ ﾀｰﾐﾅﾙｵﾍﾟﾚｰﾀは、船社経由で受荷主（取次）へ連絡し、指示を仰ぐ	受荷主の了解のもと、低床ﾄﾚｰﾗｰを用意し運搬（例：近辺の倉庫等へ運び、ﾃﾞﾊﾞﾝを実施） ※万が一の時の為、写真を撮る ※CY内でﾃﾞﾊﾞﾝ又は低床ｼｬｰｼ等へ載せ替える場合は、追加料金が発生する旨、荷主へ連絡する
③ ﾄﾚｰﾗｰ運搬中の確認	□海ｺﾝﾄﾚｰﾗｰ運転者は、運転感覚等で重量超過や偏荷重の恐れがないか確認	・ｱｸｾﾙ/ﾌﾞﾚｰｷの利きがいつもより違わないか。 ・ﾊﾝﾄﾞﾙがいつもより取られないか。	ﾄﾗｯｸ運転者は、ｹﾞｰﾄﾁｪｯｶｰへ連絡するとともに、会社へ報告し、指示を仰ぐ ⇩ ⇧ ｹﾞｰﾄﾁｪｯｶｰはﾀｰﾐﾅﾙｵﾍﾟﾚｰﾀへ報告し、指示を仰ぐ ⇩ ⇧ ﾀｰﾐﾅﾙｵﾍﾟﾚｰﾀは、船社経由で受荷主（取次）へ連絡し、指示を仰ぐ	 低床ﾄﾚｰﾗｰ
④ ｹﾞｰﾄ等搬出時の確認	□海ｺﾝﾄﾚｰﾗｰ運転者は、運転感覚等で重量超過、目視等で偏荷重の恐れがないか確認 □ｹﾞｰﾄﾁｪｯｶｰは、目視等で偏荷重の恐れがないか確認	・左右の高さに偏りがないかﾒｼﾞｬｰ、長尺ものさし等にて簡易計測。 ・看貫にて重量計測。		

※不適切のおそれのあるコンテナを発見及び是正に係る関係者の連絡先を事前に把握しておきましょう。

不適切コンテナの発見・是正に係る関係者の連絡先

関係者	連絡先

関係者	連絡先

①書面確認（B/L・運送依頼書等）による発見是正要領

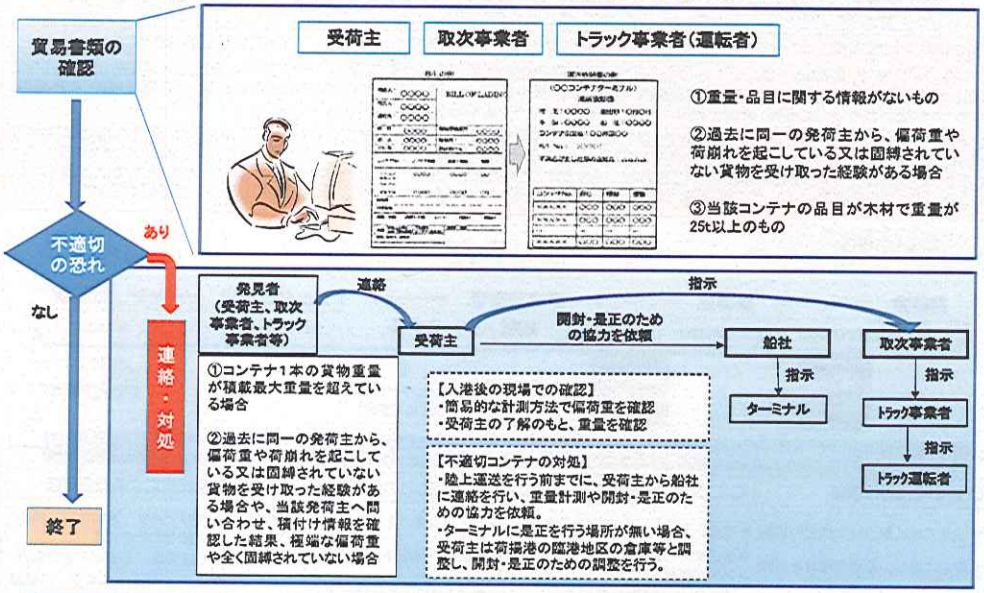

②荷役（陸揚げ・港内運搬・蔵置）作業中の発見是正要領

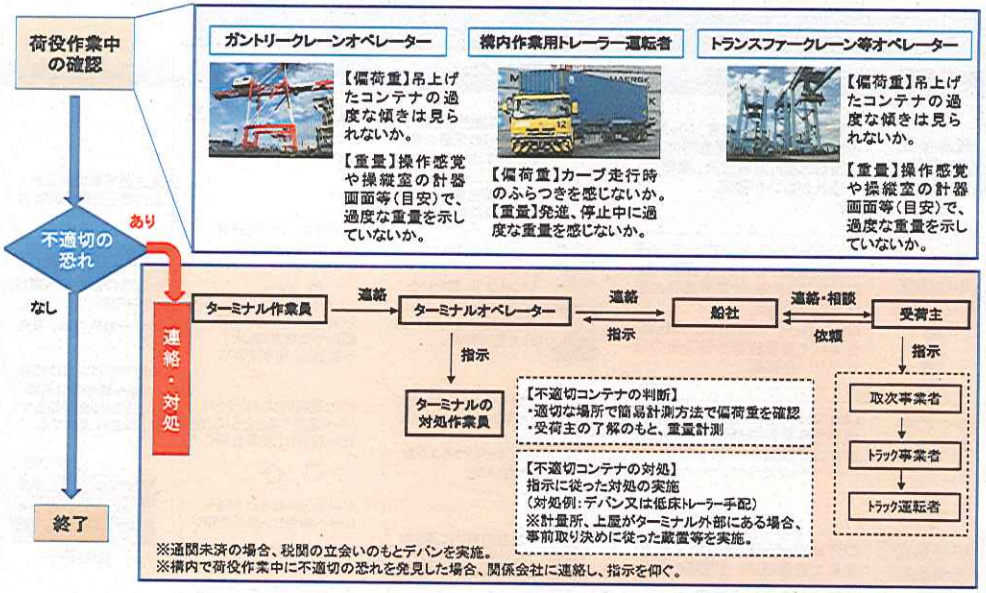

③トレーラー運搬中の発見是正要領

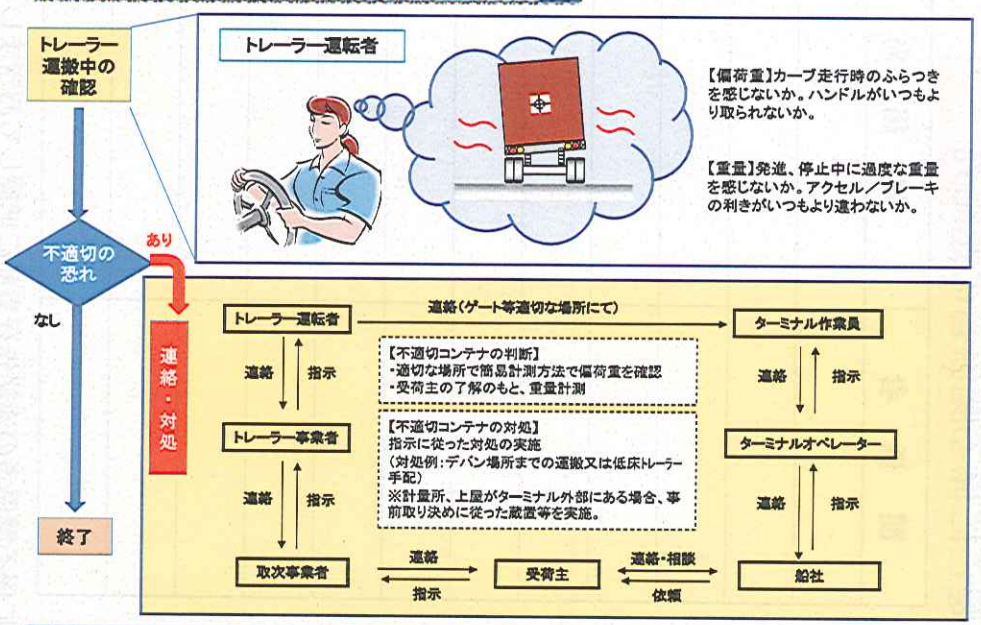
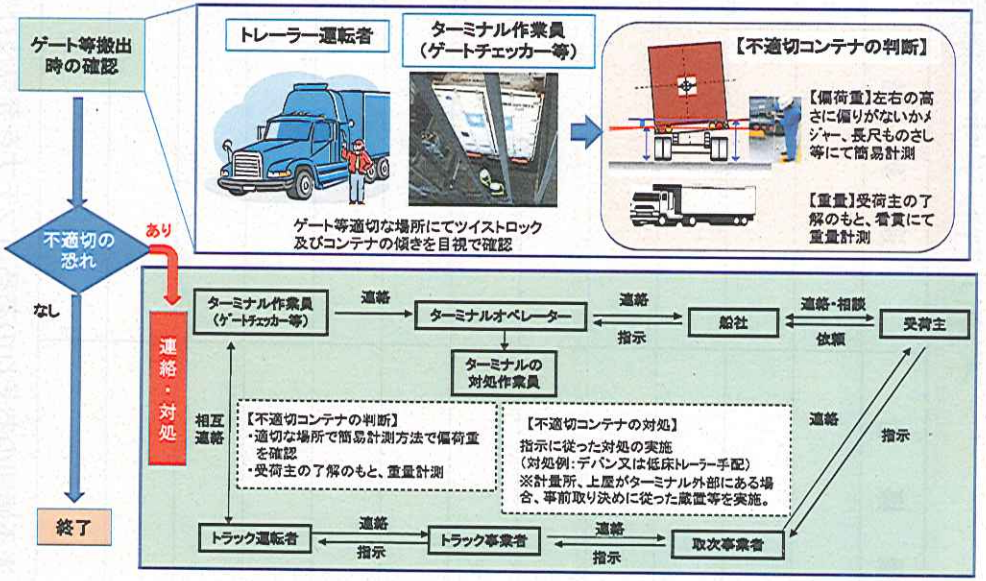
④ゲート等搬出時の発見是正要領